

杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について

当区はいじめ防止対策については、杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルに基づき、学校と教育委員会とが連携協力して取り組んでいるところですが、近年、いじめ問題は多様化、複雑化し、令和5年度においては、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態が4件発生するなど、難しい状況となっています。

いじめは、児童・生徒の人格形成や心身の健全な成長などにも重大な影響を与えかねない行為であることから、今後のいじめ防止対策をより一層総合的かつ効果的に推進していくために、杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルを下記のとおり改定しました。

記

1 杉並区いじめ防止対策推進基本方針の主な変更点

- 項目ごとに、関係するいじめ防止対策推進法の条文を明記（全体）
- 記載内容の更新・注釈の充実（全体）
- 「いじめの解消」の考え方を明記（P3、P4）
- 年3回以上の「いじめに関する授業」の実施を明記（P10）
- 年3回以上の校内研修の実施を明記（P10）
- 教育相談コーディネーターを中心とした、校内における組織的な教育相談機能の充実を明記（P10）
- 学校いじめ対策委員会の会議録をはじめとする記録の作成・保存を明記（P10）
- いじめ重大事態に係る記載の充実
 - ・ 重大事態の定義を明記（P11）
 - ・ 重大事態への対応を時系列で明記（P12、P13）

2 いじめ対応マニュアルの主な変更点

- いじめの対応のフロー図をトップに掲載（P1～P4）
- 子どもの変化に気付くためのチェックリストを掲載（P9）
- いじめを受けた子ども、いじめを行った子ども等、それぞれへの対応に関する記載の充実（P10～P14）
- いじめ重大事態に係る記載の充実（P15～P18）
- 組織的ないじめ対応の事例を掲載（P19～P21）